

社会福祉法人中蒲原福祉会保育所型認定こども園

「中新田こども園」運営規程

令和 8年 4月1日制定

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人中蒲原福祉会が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 中新田こども園
- (2) 所在地 新潟市秋葉区中新田5 1 2 番地 1

(施設の目的)

第2条 中新田こども園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条** 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- 2** 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
 - 3** 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 4** 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援

するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（園長） 1人

施設長は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用こどもを全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副施設長（副園長） 1人

副施設長は、施設長を補佐し、その命を受けて園務をつかさどる。また、施設長に事故があるときはその職務を代理し、施設長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、施設長及び副施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(4) 保育教諭又は保育士 16人以上

保育教諭は、教育課程及び保育過程に基づき、利用こどもに教育・保育を一体的に実施する。保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての利用子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 保育補助者 3人以上（非常勤）

保育補助者は、保育教諭の職務を助ける。

(6) 事務職員 1人（非常勤）

事務職員は、当園の事務を行う。

(7) 栄養士 1人（常勤）

栄養士は、利用子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(8) 調理員 2人（非常勤）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日 から 8月31日 まで

(2) 第2学期 9月1日 から 12月31日 まで

- (3) 第3学期 1月1日 から 3月31日 まで
(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

- ア 土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 年始休日（1月2日及び1月3日）
- エ 年末休日（12月29日から12月31日）

(2) 保育認定子どもに係る休業日

- ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- イ 年始休日（1月2日及び1月3日）
- ウ 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時00分から午後4時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 教育標準時間は、午前8時30分から午後4時00分とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後7時00分。
- (2) 土曜日 午前7時30分から午後6時00分。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第10条 当園は、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年新潟市条例第56号）第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園においては、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、重要事項説明書に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

- 3 当園は、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、重要事項説明書に掲げる実費を徴収する。
- 4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として、重要事項説明書に掲げる費用を徴収する。
- 5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として、重要事項説明書に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

認定区分	1号認定 (教育認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)	合計
利用定員	5人	42人	36人	83人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第12条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

- (1) 申込みを受けた順序により決定する方法
- (2) 抽選により決定する方法

- 3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第13条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

- 2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 15 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 16 条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第 17 条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第 18 条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2** 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3** 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4** 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(安全対策及び事故防止)

第 19 条 当園は、安全かつ適切に質の高い教育・保育を提供するために、事故防止及び事故対応マニュアル並びにアレルギー対応マニュアル等の策定に努め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2** 事故発生防止のために職員に対する研修を実施する。
- 3** 当園は、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

(健康管理及び衛生管理)

第 20 条 当園は、利用子どもに対する健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2** 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(記録の整備)

第 21 条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。